

議 事 日 程 (第 6 号)

令和6年3月13日(水曜日) 午後2時50分 開議(本会議)

日程第 1 ※予算審査特別委員会

議第11号 令和6年度遊佐町一般会計予算

議第12号 令和6年度遊佐町国民健康保険特別会計予算

議第13号 令和6年度遊佐町介護保険特別会計予算

議第14号 令和6年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算

議第15号 令和6年度遊佐町水道事業会計予算

議第16号 令和6年度遊佐町下水道事業会計予算

※条例案件の審議及び採決

日程第 2 議第17号 遊佐町消防団条例の設定について

日程第 3 議第18号 遊佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議第19号 遊佐町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議第20号 遊佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議第21号 遊佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議第22号 遊佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議第23号 遊佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議第24号 遊佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議第25号 遊佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議第26号 遊佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議第27号 遊佐町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議第28号 遊佐町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議第29号 遊佐町水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 ※予算審査結果報告及び採決

※事件案件の審議及び採決

- 日程第16 議第30号 鳥海ふれあいの里保養施設の指定管理者の指定について
 日程第17 議第31号 四季の森「しらい自然館」の指定管理者の指定について
 日程第18 議第32号 遊佐町西浜コテージ村の指定管理者の指定について
 日程第19 議第33号 遊佐町ふれあい広場の指定管理者の指定について
 日程第20 議第34号 遊佐町十六羅漢公園の指定管理者の指定について
 日程第21 議第35号 遊佐町総合交流促進施設の指定管理者の指定について
 日程第22 議第36号 遊佐町農林漁業体験施設の指定管理者の指定について
 日程第23 議第37号 町道路線の廃止及び認定について
 日程第24 議第38号 町道路線の廃止及び認定について
 日程第25 議第39号 遊佐町過疎地域持続的発展計画の一部変更について
 日程第26 議第40号 白井・金保辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第6に同じ)

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 10名

出席議員 10名

1番	駒 井 江美子 君	2番	今 野 博 義 君
3番	渋 谷 敏 君	4番	本 間 知 広 君
5番	那 須 正 幸 君	6番	佐 藤 俊 太 郎 君
9番	菅 原 和 幸 君	10番	土 門 治 明 君
11番	斎 藤 弥 志 夫 君	12番	高 橋 冠 治 君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町長職務代理者 副町長	池田与四也君	総務課長	池田久君
企画課長	渡会和裕君	産業課長兼 農委事務局長	舘内ひろみ君
地域生活課長	太田智光君	健康福祉課長	渡部智恵君
町民課長兼 会計管理者	伊藤治樹君	教育委員会 教育課長	鳥海広行君
農業委員会会長	佐藤充君	選挙管理委員会 委員長	小林栄一君
代表監査委員	本間康弘君		

☆

出席した事務局職員

事務局長 土門良則 議事係長 船越早苗 主任 友野友

☆

本 会 議

議長（高橋冠治君） 延会前に引き続き本会議を開きます。

（午後2時50分）

議長（高橋冠治君） 本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

なお、本定例会に説明員として町長職務代理者池田副町長をはじめ、各行政委員会の委員長、会長等の出席を求めましたところ、教育委員会、土門教育長が所用のため欠席、その他全員出席しておりますので、報告いたします。

上衣は自由にしてください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

それでは、条例案件の審査及び採決に入ります。

日程第2、議第17号 遊佐町消防団条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第17号 遊佐町消防団条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3、議第18号 遊佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第18号 遊佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議第19号 遊佐町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第19号 遊佐町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議第20号 遊佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。
続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第20号 遊佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議第21号 遊佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第21号 遊佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7、議第22号 遊佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第22号 遊佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8、議第23号 遊佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第23号 遊佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9、議第24号 遊佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第24号 遊佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10、議第25号 遊佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第25号 遊佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11、議第26号 遊佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第26号 遊佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12、議第27号 遊佐町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第27号 遊佐町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13、議第28号 遊佐町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第28号 遊佐町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第14、議第29号 遊佐町水道給水条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第29号 遊佐町水道給水条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第15、予算審査の結果報告及び採決に入ります。

さきに予算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました議第11号 令和6年度遊佐町一般会計予算ほか特別会計等予算5件について、予算審査特別委員会、斎藤弥志夫委員長より審査の結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会、斎藤弥志夫委員長、登壇願います。

予算審査特別委員会委員長(斎藤弥志夫君)

令和6年3月13日

遊佐町議会

議長 高橋冠治殿

予算審査特別委員会

委員長 齋藤 弥志夫

審査結果報告書

令和6年3月7日、定例本会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき、審査の結果を次のとおり報告します。

記

1. 審査を付託された事件

議第11号 令和6年度遊佐町一般会計予算

議第12号 令和6年度遊佐町国民健康保険特別会計予算

議第13号 令和6年度遊佐町介護保険特別会計予算

議第14号 令和6年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算

議第15号 令和6年度遊佐町水道事業会計予算

議第16号 令和6年度遊佐町下水道事業会計予算

2. 審査の結果及び意見

令和6年度遊佐町一般会計予算ほか、5件の特別会計等予算について慎重に審査した結果、原案のとおり決定すべきであると決した。

3. 審査の記録

遊佐町議会委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。

議長（高橋冠治君） 以上で委員長報告を終わります。

お諮りいたします。ただいま各会計6件を一括して委員長報告が行われましたが、委員長報告に対する質疑を省略し、それぞれの議案ごとに討論、採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

それでは、それぞれの議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議第11号 令和6年度遊佐町一般会計予算について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

それでは、議第11号 令和6年度遊佐町一般会計予算について起立によって採決を行います。

可否については、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（高橋冠治君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第12号 令和6年度遊佐町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第12号 令和6年度遊佐町国民健康保険特別会計予算について起立により採決いたします。

可否について、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（高橋冠治君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第13号 令和6年度遊佐町介護保険特別会計予算について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第13号 令和6年度遊佐町介護保険特別会計予算について起立により採決いたします。

可否について、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（高橋冠治君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第14号 令和6年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第14号 令和6年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算について起立により採決いたします。

可否について、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（高橋冠治君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第15号 令和6年度遊佐町水道事業会計予算について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第15号 令和6年度遊佐町水道事業会計予算について起立により採決をいたします。

可否について、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(高橋冠治君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第16号 令和6年度遊佐町下水道事業会計予算について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第16号 令和6年度遊佐町下水道事業会計予算について起立により採決いたします。

可否について、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(高橋冠治君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、事件案件の審議に入ります。

日程第16、議第30号 鳥海ふれあいの里保養施設の指定管理者の指定についての件を議題といたします。地方自治法第117条の規定により、4番、本間知広議員の退席を求めます。

(本間知広議員 退席)

議長(高橋冠治君) 直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第30号 鳥海ふれあいの里保養施設の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

4番、本間知広議員の除斥を解きます。

(本間知広議員 入場)

議長(高橋冠治君) 日程第17、議第31号 四季の森「しらい自然館」の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、4番、本間知広議員の退席を求めます。

(本間知広議員 退席)

議 長(高橋冠治君) 直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議 長(高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第31号 四季の森「しらい自然館」の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

4番、本間知広議員の除斥を解きます。

(本間知広議員 入場)

議 長(高橋冠治君) 日程第18、議第32号 遊佐町西浜コテージ村の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、4番、本間知広議員の退席を求めます。

(本間知広議員 退席)

議 長(高橋冠治君) 直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議 長(高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第32号 遊佐町西浜コテージ村の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

4番、本間知広議員の除斥を解きます。

(本間知広議員 入場)

議 長(高橋冠治君) 日程第19、議第33号 遊佐町ふれあい広場の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、4番、本間知広議員の退席を求めます。

(本間知広議員 退席)

議 長(高橋冠治君) 直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。
続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。
これより議第33号 遊佐町ふれあい広場の指定管理者の指定についての件を採決いたします。
お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。
よって、本件は原案のとおり可決されました。
4番、本間知広議員の除斥を解きます。

(本間知広議員 入場)

議長(高橋冠治君) 日程第20、議第34号 遊佐町十六羅漢公園の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、4番、本間知広議員の退席を求めます。

(本間知広議員 退席)

議長(高橋冠治君) 直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。
続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。
これより議第34号 遊佐町十六羅漢公園の指定管理者の指定についての件を採決いたします。
お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。
よって、本件は原案のとおり可決されました。
4番、本間知広議員の除斥を解きます。

(本間知広議員 入場)

議長(高橋冠治君) 日程第21、議第35号 遊佐町総合交流促進施設の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、4番、本間知広議員の退席を求めます。

(本間知広議員 退席)

議長(高橋冠治君) 直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第35号 遊佐町総合交流促進施設の指定管理者の指定についての件を採決いたします。
お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

4番、本間知広議員の除斥を解きます。

（本間知広議員 入場）

議長（高橋冠治君） 日程第22、議第36号 遊佐町農林漁業体験施設の指定管理者の指定についての件
を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、4番、本間知広議員の退席を求めます。

（本間知広議員 退席）

議長（高橋冠治君） 直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第36号 遊佐町農林漁業体験施設の指定管理者の指定についての件を採決いたします。
お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

4番、本間知広議員の除斥を解きます。

（本間知広議員 入場）

議長（高橋冠治君） 日程第23、議第37号 町道路線の廃止及び認定についての件を議題といたします。
直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第37号 町道路線の廃止及び認定についての件を採決いたします。
お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第24、議第38号 町道路線の廃止及び認定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議 長(高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第38号 町道路線の廃止及び認定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第25、議第39号 遊佐町過疎地域持続的発展計画の一部変更についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議 長(高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第39号 遊佐町過疎地域持続的発展計画の一部変更についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第26、議第40号 白井・金俣辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議 長(高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第40号 白井・金俣辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件を採決いたし

ます。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって、第571回遊佐町議会3月定例会を閉会したいと思います。

皆さん、ご苦労さまでした。

(午後3時26分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

令和6年3月13日

遊佐町議会議長 高 橋 冠 治

遊佐町議会副議長 那 須 正 幸

遊佐町議会議員 菅 原 和 幸

遊佐町議会議員 土 門 治 明